

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律等の一部を改正する 法律の施行に関する政省令事項について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聞くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（D B）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害D B、難病D B及び小慢D Bについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進

現状・課題

- グループホームでは、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援が行われている。
- 近年、グループホームの利用者は増加しており、その中には、グループホームでの生活の継続を希望する者がいる一方で、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らし等ができる者がいる。

令和4年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

見直し内容

- グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を提供することが求められていることを踏まえ、グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する。

※ ただし、グループホームにおける継続的な支援を希望する者については、これまでどおり、グループホームを利用することができる。

見直しのイメージ

現行の支援内容



- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施



一人暮らし等を希望する場合

居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援を実施。



支援(例)

GH入居中：一人暮らし等に向けた調理や掃除等の家事支援、買い物等の同行、金銭や服薬の管理支援、住宅確保支援

GH退居後：当該グループホームの事業者が相談等の支援を一定期間継続

共同生活援助（グループホーム）の支援内容の拡大についての省令事項

法律改正の概要

共同生活援助の支援内容に、一人暮らし等に向けた移行支援や退居後の定着支援を追加する。

改正後の障害者総合支援法の条文

第五条 (略)

17 この法律において「共同生活援助」とは、障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の**主務省令で定める援助**を行うことをいう。

省令の具体的な内容（案）

（サービスの内容）

- ①居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談（法定事項）
- ②住居の確保に係る援助その他の居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助

（参考）令和6年度報酬改定について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の検討において、一人暮らし等を希望する利用者に対するグループホームにおける更なる支援のあり方について、指定基準（省令）において定める事項等も含め、検討を行う。

地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

現状・課題

令和4年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者的心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。 ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ

市町村(①～③の整備・設置主体)

設置を努力義務化

①基幹相談支援センター
(地域の相談支援の中核機関)

関係機関との連携の緊密化

※本人や家族等からの相談

日常的な相談

相談支援事業者

支援
相談
相談支援事業者への支援
(助言・指導等)

主任相談支援専門員等

障害者



日常的な支援

サービス事業者

サービス利用
計画策定等

総合相談
専門相談

緊急時の相談・対応

拠点コーディネーター

地域移行の推進
(体験の機会・場)

整備を努力義務化

②移行を推進するサービス拠点
(地域生活の緊急時対応や地域
支援拠点等)

※複数の事業者が連携するなど
地域の実情に応じて整備

守秘義務を設ける

③協議会(個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場)

都道府県(管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な支援)

地域生活支援拠点等において対処し、又は備える事態に関する省令事項

法律改正の概要

障害者的心身の状況やその環境等に起因して生じる緊急事態を未然に防止するために、又は緊急事態が生じた場合に適切に対処するために、関係機関と連携して受入体制を整備する地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。

改正後の障害者総合支援法の条文

第七十七条（略）

※ 第77条第3項を新設

3 市町村は、第一項各号に掲げる事業のほか、地域において生活する障害者等及び地域における生活に移行することを希望する障害者等（以下この項において「地域生活障害者等」という。）につき、地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようするため、次に掲げる事業を行うよう努めるものとする。

一 障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の**主務省令で定める事態**に対処し、又は当該事態に備えるため、地域生活障害者等、障害児（地域生活障害者等に該当するものに限る。次号において同じ。）の保護者又は地域生活障害者等の介護を行う者からの相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、次条第一項に規定する基幹相談支援センターその他の関係機関（次号及び次項において「関係機関」という。）との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業

省令の具体的な内容（案）

（地域生活支援拠点等において対処し、又は備える事態）

- ① 障害の特性に起因して生じる緊急の事態（法定事項）
- ② 地域生活障害者等の介護を行う者等が障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者等による支援が見込めなくなった緊急の事態その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことを困難にする緊急の事態

精神保健に関する相談支援についての省令事項

法律改正の概要

市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

改正後の精神保健福祉法の条文

◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（抄）

（精神障害者等に対する包括的支援の確保）

第四十六条 この節に定める相談及び援助は、精神障害の有無及びその程度にかかわらず、地域の実情に応じて、精神障害者等（精神障害者及び日常生活を営む上で精神保健に関する課題を抱えるもの（精神障害者を除く。）として厚生労働省令で定める者をいう。以下同じ。）の心身の状態に応じた保健、医療、福祉、住まい、就労その他の適切な支援が包括的に確保されることを旨として、行われなければならない。

（相談及び援助）

第四十七条 （略）

5 都道府県及び市町村は、精神保健に関し、第四十六条の厚生労働省令で定める者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者に対し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うことができる。

省令の具体的内容（案）

- 「日常生活を営む上で精神保健に関する課題を抱えるもの」は、「保健、医療、福祉、住まい、就労その他日常生活を営む上での関わりにおいて精神保健に関する課題を抱えるもの」とする。

2 - ① 就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等

現状・課題

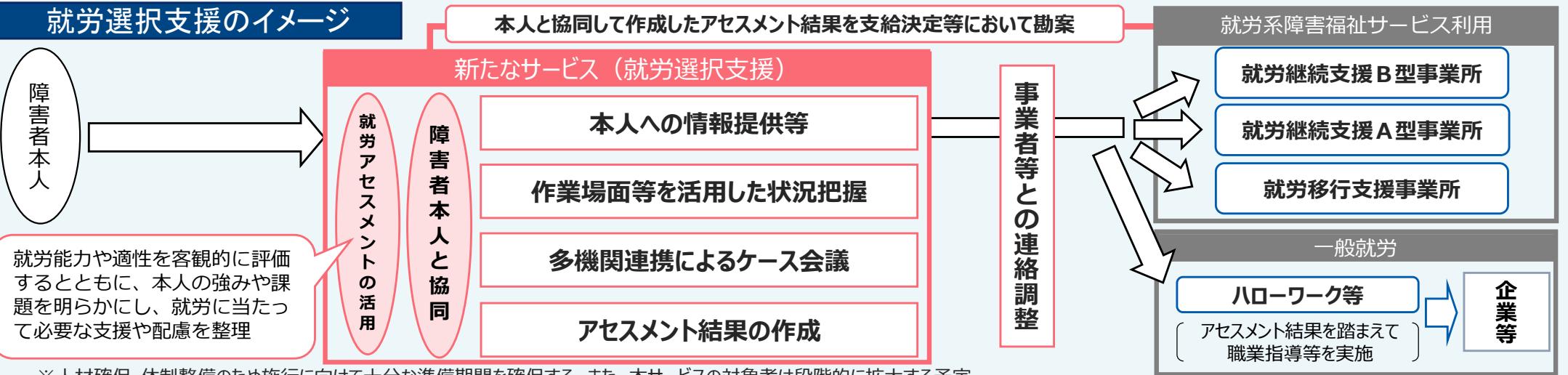
令和4年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

- これまで障害者雇用施策と障害福祉施策に基づき就労支援を進めている。※民間企業に約60万人、就労系障害福祉サービス事業所に約40万人が就労
- 障害者の就労能力や適性等については、現在も就労系障害福祉サービスの利用を開始する段階で把握しているが、それらを踏まえた働き方や就労先の選択には結びついていない面や、必ずしも質が担保されていない面がある。
- 就労を希望する障害者のニーズや社会経済状況が多様化している中で、障害者が働きやすい社会を実現するため、一人一人の障害者本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供することが求められている。

見直し内容

- 就労選択支援の創設（イメージは下図）
 - 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）を創設する（障害者総合支援法）。
 - ハローワークはこの支援を受けた者に対して、アセスメント結果を参考に職業指導等を実施するものとする（障害者雇用促進法）。
- 就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用
 - 企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、休職から復職を目指す場合（※）に、その障害者が一般就労中であっても、就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることを法令上位置づける（障害者総合支援法）。（※）省令で規定
- 雇用と福祉の連携強化
 - 一般就労への移行・定着支援をより一層推進するため、市町村や障害福祉サービス事業者等の連携先として、障害者就業・生活支援センターを明示的に規定する（障害者総合支援法）。

就労選択支援のイメージ



就労選択支援の創設についての政令事項・省令事項

概要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就効能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）※を創設する。

※ 障害者部会報告書（令和4年6月）を踏まえ、サービスの利用期間は、概ね2週間（最大でも2か月）程度とする

法の条文

第五条（略）

※ 第13項を新設

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして①主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の②主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の③主務省令で定める便宜を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

施行期日（案）

令和7年10月1日

省令の具体的な内容（案）①

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

省令の具体的な内容（案）②

①本人と協同して確認した就労選択支援を利用する障害者の

- ・障害の種類及び程度
- ・就労に関する意向
- ・就労に関する経験
- ・就労するために必要な配慮及び支援
- ・就労するための適切な作業の環境

②その他適切な選択のために必要な事項

省令の具体的な内容（案）③

- ・障害福祉サービス事業を行う者、特定相談支援事業を行う者、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、教育機関、医療機関その他の関係者との適切な支援の提供のために必要な連絡調整
- ・地域における障害者の就労に係る社会資源、障害者の雇用に関する事例等に関する情報の提供及び助言
- ・その他の必要な支援

※ 支給決定期間は1か月又は2か月で市町村が定める期間とする

※ 市町村は、支給要否の決定に当たり、当該申請に係る障害者が就労選択支援を利用している場合には、その評価及び整理の結果について、勘案する

※ 就労継続支援B型を利用する意向を有する者は、令和7年10月以降、利用申請前に、原則として、就労選択支援を利用することとする。ただし、同様のアセスメントが実施されている場合や本人の事情（障害特性や病状など）等により就労選択支援の利用に困難を伴う場合を考慮する。

一般就労中の就労系障害福祉サービスの利用についての省令事項

概要

企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、休職から復職を目指す場合に、一般就労中の障害者でも、就労系障害福祉サービスを一時的に利用※できることとする。

※ 障害者部会報告書（令和4年6月）を踏まえ、サービスの利用期間は、前者の場合は原則3～6か月以内（延長が必要な場合は合計1年まで）、後者の場合は企業の定める休職期間の終了までの期間（上限2年）とする

法の条文

第五条 (略)

13 この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、主務省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

14 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

省令の具体的な内容（案）

- 通常の事業所に新たに雇用された後に所定労働時間の延長を図ろうとする場合又は休職から復職を図ろうとする場合

※ 支給決定期間は1か月から6か月までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間とする

医療保護入院の見直し

現状・課題

- 精神障害者に対する医療の提供は、できる限り入院治療に頼らず、本人の意思を尊重することが重要であるが、症状の悪化により判断能力そのものが低下するという特性を持つ精神疾患については、本人の同意が得られない場合においても入院治療へのアクセスを確保することが必要であり、医療保護入院の仕組みがある。

見直し内容

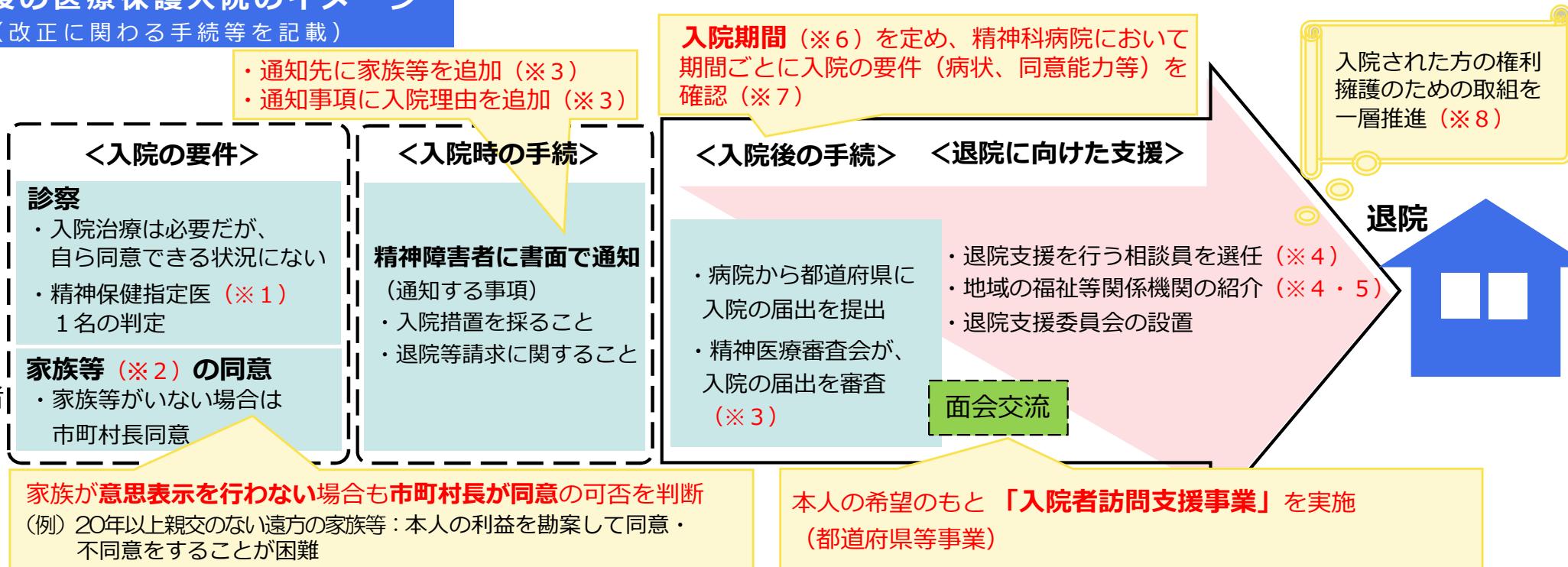
- **家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする**等、適切に医療を提供できるようにするほか、誰もが安心して信頼できる入院医療の実現にむけて、入院者の権利を擁護するための取組を一層推進させるため、**医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う**。

改正後の医療保護入院のイメージ

(改正に関わる手続等を記載)



精神障害者



※1 指定医の指定申請ができる期間を、当該指定に必要な研修の修了後「1年以内」から「3年以内」に延長する。※2 DV加害者等を「家族等」から除外する。

※3 措置入院の決定についても同様とする。※4 措置入院中の方も対象とする。※5 現行努力義務→義務化。※6 厚生労働省令で定める予定。

※7 入院の要件を満たすことが確認された場合は、入院期間を更新。これに伴い、医療保護入院者に対する定期病状報告に代えて更新の届出を創設。なお、入院期間の更新について、精神科病院の管理者は、家族等に必要な事項を通知の上、一定期間経過後もなお不同意の意思表示を受けなかったときは、同意を得たものとみなすことができるとしている。

※8 政府は、非自発的入院制度の在り方等に関し、精神疾患の特性等を勘案するとともに、障害者権利条約の実施について精神障害者等の意見を聴きつつ、必要な措置を講ずることについて検討するものとする検討規定を設ける（附則）。

医療保護入院についての省令事項

概要

医療保護入院の入院期間を定めるとともに、入院期間を更新する際の同意を入院時の同意を行った家族等に求めることや、更新の同意の際に通知する内容、精神科病院と家族等が定期的に連絡を取っていない場合は「みなし同意」を認めないこと等を定める。

改正後の精神保健福祉法の条文

◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（抄）

（医療保護入院）

第三十三条 精神科病院の管理者は、次に掲げる者について、その家族等のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくても、①六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、その者を入院させることができる。

2 精神科病院の管理者は、前項第一号に掲げる者について、その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができず、若しくは同項の規定による同意若しくは不同意の意思表示を行わない場合において、その者の居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、その者の現在地。第四十五条第一項を除き、以下同じ。)を管轄する市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)の同意があるときは、本人の同意がなくても、①六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、その者を入院させることができる。
第三十四条第二項の規定により移送された者について、その者の居住地を管轄する市町村長の同意があるときも、同様とする。

3～5 (略)

6 精神科病院の管理者は、第一項又は第二項の規定により入院した者(以下「医療保護入院者」という。)であつて次の各号のいずれにも該当する者について、②厚生労働省令で定めるところによりその家族等のうちいずれかの者(同項の場合にあつては、その者の居住地を管轄する市町村長)の同意があるときは、本人の同意がなくても、①六月以内で厚生労働省令で定める期間の範囲内の期間を定め、これらの規定による入院の期間(この項の規定により入院の期間が更新されたときは、その更新後の入院の期間)を更新することができる。

二 指定医による診察の結果、なお第一項第一号に掲げる者に該当すること。

三 ③厚生労働省令で定める者により構成される委員会において当該医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置について審議が行われたこと。

8 精神科病院の管理者は、④厚生労働省令で定めるところにより、医療保護入院者の家族等に第六項の規定によるその同意に関し必要な事項を通知しなければならない。この場合において、⑤厚生労働省令で定める日までにその家族等のいずれの者からも同項の規定による入院の期間の更新について不同意の意思表示を受けなかつたときは、同項の規定による家族等の同意を得たものとみなすことができる。
ただし、⑥当該同意の趣旨に照らし適当でない場合として厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

医療保護入院についての省令事項

省令の具体的な内容（案）①

- 医療保護入院の入院期間の上限は、当該医療保護入院から六月を経過するまでの間は三月とし、入院から六月を経過した後は六月とする。

参考（障害者部会報告書 P.50）

注 具体的な期間について、医療保護入院者における当初の入院計画での予測入院月数は、6割以上の入院者が「3ヶ月以上6ヶ月未満」とされていることを踏まえ、「3ヶ月ごと（入院から6ヶ月経過後は6ヶ月）」とすることが考えられる。また、検討会では、入院期間の短縮を図る観点から「1ヶ月ごと（入院から6ヶ月経過後は3ヶ月）」とする意見もあった。

省令の具体的な内容（案）②

- 入院の期間の更新の同意は、直前の入院又は更新の同意の意思表示を行った家族等に対して求めることとする（※1）。
- 入院又は更新の同意の意思表示を行った家族等が同意できない場合等（※2）は、それ以外の家族等に同意を求めることがある。

（※1）ただし、施行日時点で医療保護入院している者についての入院期間の最初の更新の同意については、現行の通知等に規定する家族等同意の運用を踏まえた上で、いずれかの家族等に対し同意を求めることがある。

（※2）具体的には、入院又は更新の同意の意思表示を行った家族等が、家族等に該当しなくなった場合、死亡した場合、意思を表示することができない場合、同意若しくは不同意の意思表示を行わない場合や、当該家族等が不同意の意思表示を示したもの、当該意向を踏まえてもなお入院期間を更新することを要すると医療機関が判断した場合等を想定している。

医療保護入院についての省令事項

省令の具体的な内容（案）③

- 「厚生労働省令で定める者により構成される委員会」は、現行の医療保護入院者退院支援委員会と位置づけ、厚生労働省令で定める者は、精神保健福祉法施行規則第15条の7の定めによるものとする。

（参考：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（抄））※注 条文中の「委員会」は別の条で定義され、医療保護入院者退院支援委員会を意味する。

第十五条の七 委員会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- 一 委員会の審議に係る医療保護入院者の主治医(当該主治医が指定医でない場合は、当該主治医及び当該医療保護入院者が入院している精神科病院に勤務する指定医)
 - 二 当該医療保護入院者が入院している精神科病院に勤務する看護師又は准看護師
 - 三 当該医療保護入院者について法第三十三条の四の規定により選任された退院後生活環境相談員(第二十条第一項第六号において「退院後生活環境相談員」という。)
 - 四 前三号に掲げる者以外の当該精神科病院の職員で、当該精神科病院の管理者から出席を求められたもの
- 2 精神科病院の管理者は、委員会の審議に係る医療保護入院者が委員会の構成員となることを希望するときは、委員会に、当該医療保護入院者を構成員として加えるものとする。この場合において、当該医療保護入院者は、委員会に出席し、又は書面により意見を述べることができる。
- 3 精神科病院の管理者は、委員会の審議に係る医療保護入院者が次の各号に掲げる者を委員会の構成員とすることを希望するときは、あらかじめ、その旨をこれらの者に対し書面により通知するものとし、当該通知を受けた者が委員会の構成員となることを希望するときは、委員会に、当該希望する者を構成員として加えるものとする。この場合において、当該希望する者は、委員会に出席し、又は書面により意見を述べることができる。
- 一 委員会の審議に係る医療保護入院者の家族等
 - 二 地域援助事業者その他の当該医療保護入院者の退院後の生活環境に関わる者

医療保護入院についての省令事項

省令の具体的な内容（案）④

- ・ 医療保護入院者の家族等への通知は、入院期間の更新の同意を求めるべき家族等に対し、次に掲げる事項を通知するものとする。
 - 一 当該医療保護入院者が、法第三十三条第六項第一号及び第二号に該当することが見込まれる旨及びその理由
 - 二 法第三十三条第六項の規定に基づき入院の期間を更新した後の入院期間
 - 三 回答の期限
 - 四 前号の期限までに回答がない場合、同意を得たものとみなす場合にはその旨
- ・ また、当該通知は、医療保護入院者の入院期間満了日の一ヶ月前から二週間前まで（※1）に行うものとする。ただし、当該医療保護入院者の入院期間満了日の二週間前から入院期間満了日までの間に、入院期間の更新が必要となつた場合は、可能な限り速やかに行うものとする（※2）。

（※1）入院期間の更新の判断は、可能な限り入院期間満了日に近い日の患者の病状に基づき行われることが望ましい一方で、家族等が更新に同意するかどうか検討するための時間を確保する必要がある。

（※2）ただし書きの場合、第8項の「厚生労働省令で定める日までにその家族等のいずれの者からも同項の規定による入院の期間の更新について不同意の意思表示を受けなかつたときは、同項の規定による家族等の同意を得たものとみなすことができる」の規定は適用しない（具体的な内容⑥参照）。

参考（障害者部会報告書 P.53）

（関係者の負担等）

さらに、患者が医療にアクセスすることが阻害されないようにしつつ、医療機関や患者、現行法では同意を行ふことが求められている家族等、特定の者に過度の負担を求める仕組みとならないように留意することも必要ではないか。

この点、検討会において、現行の医療保護入院制度については、患者の長期入院の一因となっているとの指摘があること、入院に当たって同意を行う家族等にとっては、精神的負担や本人との関係性の悪化等、過度の負担を伴う面があることから、廃止も含めて検討して欲しいとの意見があった。また、代替策のない状況で現行の制度の廃止の方向性を示すことは困難であり、患者の同意が得られない場合の入院に関し、十分な議論が必要との意見があった。

医療保護入院についての省令事項

省令の具体的な内容（案）⑤

- 厚生労働省令で定める日は、医療保護入院者の入院期間満了日前であって、更新の同意に係る通知を家族等に通知した日から二週間を経過した日とする。

省令の具体的な内容（案）⑥

- 第8項の「厚生労働省令で定める日までにその家族等のいずれの者からも同項の規定による入院の期間の更新について不同意の意思表示を受けなかつたときは、同項の規定による家族等の同意を得たものとみなすことができる」の規定の適用につき、当該同意の趣旨に照らし適当でない場合は、次に掲げる場合とする。
 - 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者と当該医療保護入院者の家族等の連絡が定期的に行われていない場合（※）
 - 入院期間の更新に係る同意の通知を当該医療保護入院者の家族等に通知した日から二週間を経過した日が入院期間満了日を経過する場合
 - 入院期間の更新に係る同意の通知から入院期間の更新がされるまでの間に、通知した家族等が家族等に該当しなくなつたこと、死亡したこと又は意思表示ができないことが判明した場合
 - 直前の入院又は更新の同意をした家族等とは別の家族等に対し、入院期間の更新に係る同意の通知をする場合

（※）具体的な運用については、施行通知等にその考え方を示す予定。

医療保護入院についての省令事項

法律改正の概要

令和6年4月1日時点で医療保護入院している者の入院期間の更新に係る経過措置を定めるもの。

障害者総合支援法等一部改正法の条文

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（抄）

十二条 この法律の施行の際現に第八条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。以下この項において同じ。）による改正前の精神保健福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定により精神科病院に入院している者については、当該精神科病院の管理者は、施行日から一年を経過する日の前日までの間に、**厚生労働省令で定めるところにより**、その者がなお第八条の規定による改正後の精神保健福祉法（以下「新精神保健福祉法」という。）第三十三条第一項第一号に掲げる者に該当するかどうかについて精神保健指定医に診察させなければならない。

2 前項の規定による精神保健指定医による診察の結果、なお新精神保健福祉法第三十三条第一項第一号に掲げる者に該当するとされた者については、精神科病院の管理者は、同条第六項（第一号を除く。）から第九項までの規定の例により、その者を引き続き入院させることができる。

省令の具体的な内容（案）

- 令和6年4月1日時点で医療保護入院している者（施行日時点入院者）については、施行日から6か月は精神科病院の準備期間とし、令和6年10月以降、（入院期間を更新する場合を考慮し）、下表の左欄に応じ、右欄の期限までに入院期間を更新することができるよう十分な期間をもって、指定医に診察させることとする。

医療保護入院した日の属する月	期限（入院期間を更新する場合の更新日）
4月又は10月	令和6年10月の、入院日と同じ日まで
5月又は11月	令和6年11月の、入院日と同じ日まで。ただし、5月31日に入院した場合は11月30日まで
6月から12月	令和6年12月の、入院日と同じ日まで
7月から1月	令和7年1月の、入院日と同じ日まで
8月から2月	令和7年2月の、入院日と同じ日まで。ただし、8月29日から8月30日までに入院した場合は2月28日まで
9月から3月	令和7年3月の、入院日と同じ日まで

（※）入院日が不明な場合の期限は、令和6年10月31日までとすることを想定。

- この他、施行日時点入院者に係る必要な経過措置を規定する。

措置入院についての省令事項

法律改正の概要

医療保護入院において必要とされる退院後生活環境相談員の選任、地域援助事業者の紹介及び入院措置時の精神医療審査会での審査に関する規定について、措置入院についても規定を新設等する。

障害者総合支援法等一部改正法の条文

◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（抄）

（措置入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置）

第二十九条の六 措置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、精神保健福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、退院後生活環境相談員を選任し、その者に措置入院者の退院後の生活環境に關し、措置入院者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助を行わせなければならない。

第二十九条の七 措置入院者を入院させている第二十九条第一項に規定する精神科病院又は指定病院の管理者は、措置入院者又はその家族等から求めがあつた場合その他措置入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要があると認められる場合には、これらの者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる者（第三十三条の五において「地域援助事業者」という。）を紹介しなければならない。

一 一般相談支援事業又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十九項に規定する特定相談支援事業（第四十九条第一項において「特定相談支援事業」という。）を行う者

二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号又は第三項各号に掲げる事業を行う者

三 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者

四 前三号に掲げる者のほか、地域の精神障害者の保健又は福祉に関する各般の問題につき精神障害者又はその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行うことができると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

（入院措置時及び定期の入院の必要性に関する審査）

第三十八条の三 都道府県知事は、第二十九条第一項の規定による入院措置を採つたとき、又は第三十三条第九項の規定による届出（同条第一項若しくは第二項の規定による入院措置又は同条第六項の規定による入院の期間の更新に係るものに限る。）若しくは前条第一項の規定による報告があつたときは、当該入院措置又は届出若しくは報告に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに關し審査を求めるなければならない。

措置入院についての省令事項

省令の具体的な内容（案）

- 現行、医療保護入院について定められた各種規定（※）を踏まえ、措置入院のための規定を新設等する。

（※）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（抄）

第十五条の二 法第三十三条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 次のイからホまでに掲げる者であつて、精神障害者に関する当該イからホまでに定める業務に従事した経験を有するもの
 - イ 保健師 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第二条に規定する業務
 - ロ 看護師 保健師助産師看護師法第五条に規定する業務
 - ハ 准看護師 保健師助産師看護師法第六条に規定する業務
- 二 作業療法士 理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)第二条第四項に規定する業務
- ホ 社会福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第二条第一項に規定する業務
- 二 前号に掲げる者以外の者で、三年以上、精神障害者及びその家族等からの精神障害者の退院後の生活環境に関する相談及びこれらの者に対する指導についての実務に従事した経験を有し、かつ、厚生労働大臣が定める研修を修了したもの

第十五条の三 法第三十三条の四の規定による退院後生活環境相談員の選任は、法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置が採られた日から七日以内に行わなければならぬ。

第十五条の四 医療保護入院者(法第三十三条の二に規定する医療保護入院者をいう。以下同じ。)を入院させている精神科病院の管理者は、法第三十三条の五に規定する地域援助事業者(第十五条の七第三項第二号において「地域支援事業者」という。)を紹介するに当たつては、当該地域援助事業者の連絡先を記載した書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

第十五条の五 法第三十三条の五の厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十八項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者
- 二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護を行う者
- 三 介護保険法第八条第十九項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う者(介護支援専門員(同法第七条第五項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。)を有するものに限る。)
- 四 介護保険法第八条第二十項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う者(介護支援専門員を有するものに限る。)
- 五 介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う者
- 六 介護保険法第八条第二十二項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う者
- 七 介護保険法第八条第二十三項に規定する複合型サービスを行う者
- 八 介護保険法第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業を行う者
- 九 介護保険法第八条第二十七項に規定する介護福祉施設サービスを行う者
- 十 介護保険法第八条第二十八項に規定する介護保健施設サービスを行う者
- 十一 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院サービスを行う者
- 十二 介護保険法第八条の二第九項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う者
- 十三 介護保険法第八条の二第十四項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う者
- 十四 介護保険法第八条の二第十五項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う者(介護支援専門員を有するものに限る。)
- 十五 介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業を行う者(介護支援専門員を有するものに限る。)
- 十六 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養施設サービスを行う者

第二十一条 法第三十八条の三第一項及び第五項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる報告又は届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 法第三十八条の二第一項前段の規定による報告 第十九条第一項各号に掲げる事項
- 二 法第三十八条の二第二項において準用する同条第一項前段の規定による報告 第二十条第一項各号に掲げる事項
- 三 法第三十三条第七項の規定による届出 第十三条の四第一号イからヲまでに掲げる事項
- 四 法第三十八条の二第三項の規定による報告 第二十条の五各号に掲げる事項

「入院者訪問支援事業」の創設

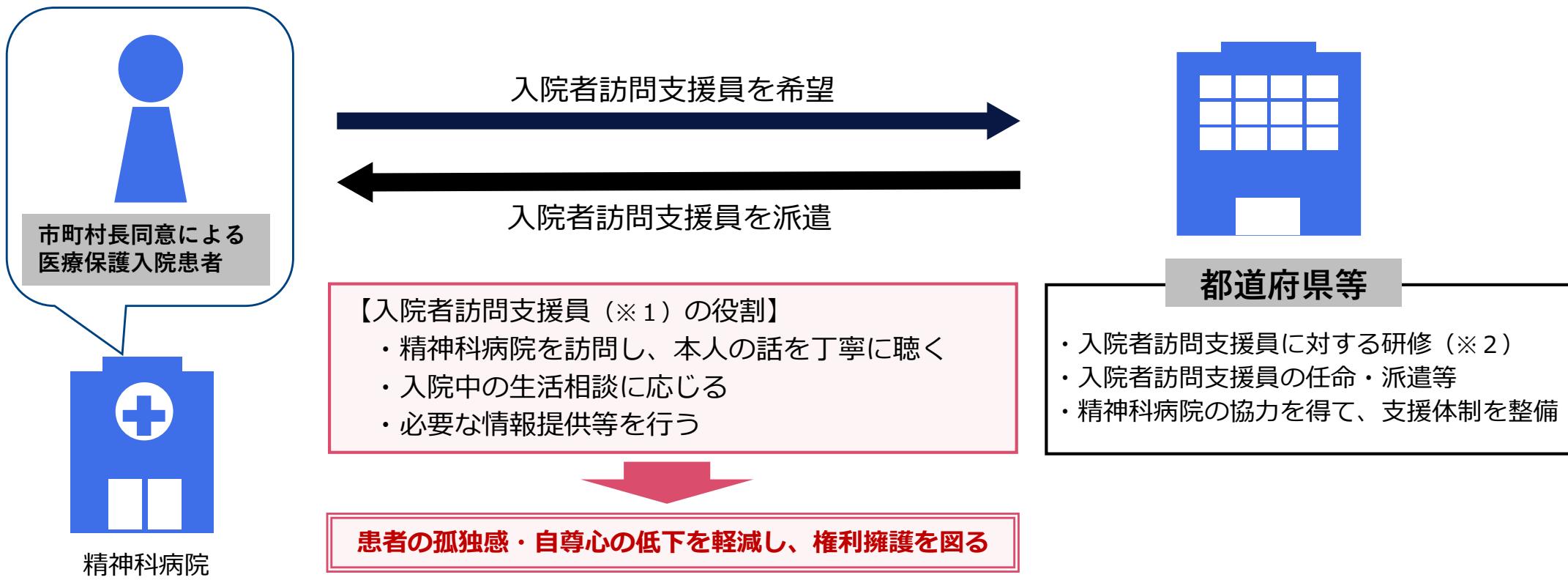
現状・課題

- 精神科病院において、外部との面会交流を確保することは、患者の孤独感等を防ぐ上で重要。医療保護入院のような非自発的な入院の場合、家族との音信がない患者には、医療機関外の者との面会交流が、特に途絶えやすくなる。

見直し内容

- 市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、外部との面会交流の機会を確保し、その権利擁護を図ることが必要である。そのため、**都道府県知事等が行う研修を修了した入院者訪問支援員が、患者本人の希望により、精神科病院を訪問し、本人の話を丁寧に聴くとともに、必要な情報提供等を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。** ※ 都道府県等の任意事業として位置付ける。

「入院者訪問支援事業」 ※イメージ



※1 入院者訪問支援員には、患者の尊厳を保持し、常に患者の立場に立って誠実に職務を行うことを求めるほか、守秘義務を規定。

※2 具体的な研修内容は省令等で規定。例えば、精神医療保健福祉に関する制度や現状、精神科医療における障害者の権利擁護等を想定。

※ 精神保健福祉法の目的規定に「精神障害者の権利の擁護」等を追加。

入院者訪問支援事業についての省令事項

法律改正の概要

入院者訪問支援事業について、都道府県知事が必要と認める者に対し行うことができる旨を規定するとともに、都道府県知事が行う研修内容及び、事業内容のうち入院者の話を誠実かつ熱心に聞くこと以外のものを規定する。

改正後の精神保健福祉法の条文

◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（抄）

（入院者訪問支援事業）

第三十五条の二 都道府県は、精神科病院に入院している者のうち①第三十三条第二項の規定により入院した者その他の外部との交流を促進するための支援を要するものとして厚生労働省令で定める者に対し、入院者訪問支援員(都道府県知事が②厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者のうちから都道府県知事が選任した者をいう。次項及び次条において同じ。)が、その者の求めに応じ、訪問により、その者の話を誠実かつ熱心に聞くほか、③入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供その他の厚生労働省令で定める支援を行う事業(第三項及び次条において「入院者訪問支援事業」という。)を行うことができる。

省令の具体的な内容（案）①

- 「厚生労働省令で定める者」は、①第三十三条第二項の規定により入院した者、②外部との交流を促進するための支援を要するものとして都道府県知事が適当と認める場合に該当する者とする。

省令の具体的な内容（案）②

- 都道府県知事が行う研修は、次に掲げる事項についての講義及び演習により行うものとする。
 - 入院者訪問支援事業の概要
 - 入院者の体験
 - 入院者訪問支援事業の実践

入院者訪問支援事業についての省令事項

省令の具体的な内容（案）③

- 「その他の厚生労働省令で定める支援」は、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供とする。

(※) 訪問支援員は、支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞く（傾聴）ほか、入院中の生活に関する相談や、支援対象者が困りごとを解消したり、入院中か退院後かにかかわらず希望する支援を受けるためには誰に相談すれば良いのか等を対象者に情報提供することをその職務とする。

精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進

現状・課題

- 精神科病院における虐待防止のための取組を、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体で推進**することが必要。
- 職員等への研修、マニュアルの作成等、精神科病院の虐待防止に向けた取組事例を都道府県等を通じて周知し、虐待防止、早期発見、再発防止に向けた**組織風土**の醸成を推進している。あわせて、虐待が強く疑われる場合は、事前の予告期間なしに実地指導を実施できるとする等、都道府県等の指導監督の強化を図っている。

見直し内容

- 精神科病院における虐待防止のための取組を、**管理者のリーダーシップのもと、組織全体でより一層推進**するため、以下の内容等を規定。
 - ① 精神科病院の患者に対する虐待への対応について、**従事者への研修や患者への相談体制の整備等の虐待防止等のための措置の実施を、精神科病院の管理者に義務付ける。**
 - ② **精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者に、速やかに都道府県等に通報することを義務付ける**（※）。
あわせて、**精神科病院の業務従事者は、都道府県等に伝えたことを理由として、解雇等の不利益な取扱いを受けないことを明確化する。**
 - ③ **都道府県等は、毎年度、精神科病院の業務従事者による虐待状況等を公表**するものとする。
 - ④ **国は、精神科病院の業務従事者による虐待に係る調査及び研究を行うものとする。**

通報の仕組み

虐待発見

都道府県

通報

- ・監督権限等の適切な行使
- ・措置等の公表

※ 障害者福祉施設等では、障害者虐待についての市町村への通報の仕組みが、障害者虐待防止法に規定。
虐待の深刻化を防ぎ、より軽微な段階で通報しやすい**組織風土**の醸成等を図り、障害者の権利利益の擁護に資する仕組みとして位置付けられている。

虐待発見

市町村

報告

都道府県

- ・監督権限等の適切な行使
- ・措置等の公表

精神科病院における虐待の防止についての省令事項

法律改正の概要

精神科病院において業務従事者による障害者虐待があった場合に、業務従事者による障害者虐待の状況、業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置、虐待を行った業務従事者の職種を公表することとする。

改正後の精神保健福祉法の条文

◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（抄）

（公表）

第四十条の七 都道府県知事は、毎年度、業務従事者による障害者虐待の状況、業務従事者による障害者虐待があつた場合に採つた措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

省令の具体的な内容（案）

- 「厚生労働省で定める事項」は、虐待を行った業務従事者の職種とする。

（参考）障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（抄）

（都道府県知事による公表事項）

第三条 法第二十条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 障害者福祉施設従事者等による虐待があつた障害者福祉施設等の種別
- 二 障害者福祉施設従事者等による虐待を行つた障害者福祉施設従事者等の職種

（参考）高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（抄）

（都道府県知事による公表事項）

第三条 法第二十五条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 虐待があつた養介護施設等の種別
- 二 虐待を行つた養介護施設従事者等の職種

調査・研究の強化(障害者DB・障害児DB・難病DB・小慢DBの充実)

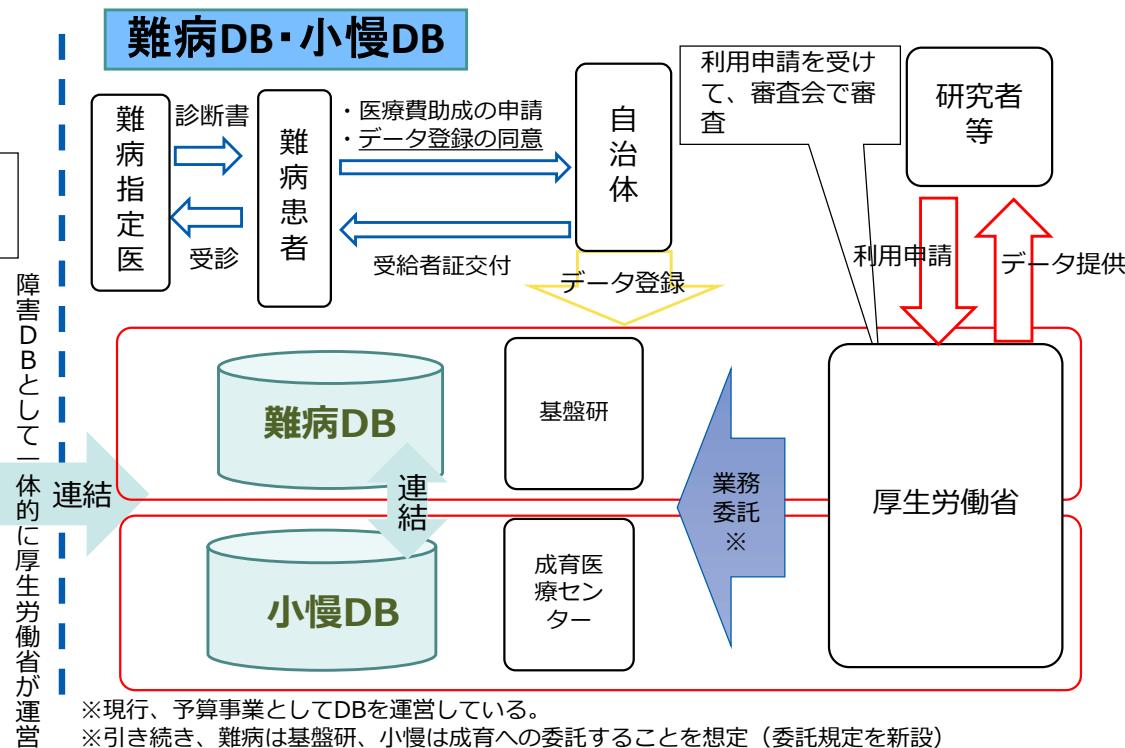
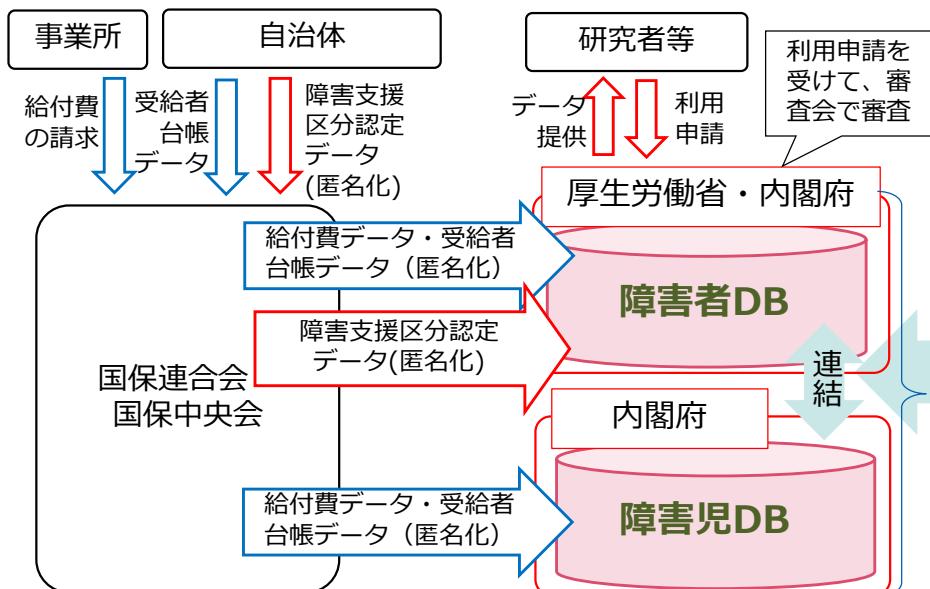
現状・課題

- 医療・介護分野においては、平成20年度にNDB、平成30年度に介護DBなど法的根拠の整備、施行が進んできており、障害福祉・難病対策の分野においても、DBの法的根拠の整備を進めていく必要がある。
- 他の公的DBとの連結解析を可能とするためのルール等が整備されていない。
- 難病DBについて、医療費助成の申請時に提出する指定医の診断書情報を登録しているため、医療費助成に至らない軽症者等のデータ収集が進んでいない。

見直し内容

- 障害者・障害児・難病・小慢DBの法的根拠を新設。国による情報収集、都道府県等の国への情報提供義務を規定。
- 安全管理措置、第三者提供ルール等の諸規定を新設。他の公的DBとの連結解析も可能とする。
- 難病DBについて、登録対象者を拡大し、軽症の指定難病患者もデータ登録可能とする。

障害者DB・障害児DB



障害福祉データベースの政令事項

法律改正の概要

障害福祉等関連情報等の提供には、個々の申出に対応する作業量に応じた費用が発生する。情報利用者に受益が発生することも考慮すれば、当該者がその費用を負担することが適当であるため、当該者が手数料を納めることを規定する。

改正後の障害者総合支援法の条文

◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）
(手数料)

第八十九条の二の十一 匿名障害福祉等関連情報利用者は、実費を勘案して①政令で定める額の手数料を国(前条の規定により主務大臣から委託を受けて、連合会等が第八十九条の二の三第一項の規定による匿名障害福祉等関連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあっては、連合会等)に納めなければならない。

2 主務大臣は、前項の手数料を納めようとする者が②都道府県その他の障害者等の福祉の増進のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、③政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる。

政令の具体的な内容（案）①

○ 手数料の額については、関係省庁と調整の上、施行に向けて検討。

政令の具体的な内容（案）②・③

○ 手数料の減額又は免除の対象者、減額又は免除に係る手続についても、関係省庁と調整の上、施行に向けて検討。

※ 児童福祉法に基づく障害児福祉データベースについても、同様に政令改正を行う予定。

障害福祉データベースの省令事項 - 1

法律改正の概要

今般、障害福祉DBに蓄積する障害福祉等関連情報について、幅広い主体による適切な利用を促進するため、利用及び提供に係る要件、手続き等に関する規定を整備する。

改正後の障害者総合支援法の条文

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）
(障害者等の福祉の増進のための匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供)

第八十九条の二の三 主務大臣は、障害者等の福祉の増進に資するため、匿名障害福祉等関連情報(①障害福祉等関連情報に係る特定の障害者等その他の主務省令で定める者(次条において「本人」という。)を識別すること及びその作成に用いる障害福祉等関連情報を復元することができないようにするために②主務省令で定める基準に従い加工した障害福祉等関連情報をいう。以下同じ。)を利用し、又は③主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名障害福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行ふものに提供することができる。
三 ④民間事業者その他の主務省令で定める者 ⑤障害福祉分野の調査研究に関する分析その他の主務省令で定める業務(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行ふものを除く。)

省令の具体的内容（案）①

- 主務省令で定める者は、障害福祉等関連情報に係る特定の障害者等とする。

省令の具体的内容（案）②

- 他の公的DBの規定を参考にしつつ、主務省令で定める基準は、次のとおり定める。
(次に掲げる事項として規定する予定のもの)
 - ・ 障害福祉等関連情報に含まれる特定の障害者等を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること。
 - ・ 障害福祉等関連情報に含まれる個人識別符号（個人情報の保護に関する法律第二条第二項に規定する個人識別符号をいう。）の全部を削除すること。
 - ・ 障害福祉等関連情報と当該障害福祉等関連情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に主務大臣において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること。
 - ・ 特異な記述等を削除すること。

障害福祉データベースの省令事項 - 2

改正後の障害者総合支援法の条文（再掲）

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（障害者等の福祉の増進のための匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供）

第八十九条の二の三 主務大臣は、障害者等の福祉の増進に資するため、匿名障害福祉等関連情報(①障害福祉等関連情報に係る特定の障害者等その他の主務省令で定める者(次条において「本人」という。)を識別すること及びその作成に用いる障害福祉等関連情報を復元することができないようするために②主務省令で定める基準に従い加工した障害福祉等関連情報をいう。以下同じ。)を利用し、又は③主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であつて、匿名障害福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行ふものに提供することができる。

三 ④民間事業者その他の主務省令で定める者 ⑤障害福祉分野の調査研究に関する分析その他の主務省令で定める業務(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行ふものを除く。)

省令の具体的な内容（案）③

○ 匿名障害福祉等関連情報の提供を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類に、主務大臣が当該匿名障害福祉等関連情報の提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、主務大臣に提出することにより、当該匿名障害福祉等関連情報の提供の申出をしなければならない。

(次に掲げる事項として規定する予定のもの)

- ・ 提供申出者が公的機関（国の行政機関（厚生労働省及びこども家庭庁を除く。）又は地方公共団体をいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該公的機関の名称
 - 担当する部局又は機関の名称、所在地及び連絡先
 - ・ 提供申出者が法人等（法人その他の団体で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。以下同じ。）であるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該法人等の名称及び住所
 - 当該法人等の代表者又は管理人の氏名、職名及び連絡先
 - ・ 提供申出者が個人であるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該個人の氏名、生年月日及び住所
 - 当該個人の職業、所属、職名及び連絡先
 - ・ 当該匿名障害福祉等関連情報を取り扱う者の氏名、職業、所属、職名及び連絡先
 - ・ 当該匿名障害福祉等関連情報の抽出対象期間、種類及び抽出条件その他の当該匿名障害福祉等関連情報を特定するために必要な事項
 - ・ 当該匿名障害福祉等関連情報の利用場所（日本国内に限る。）並びに保管場所（日本国内に限る。）及び管理方法
 - ・ 当該匿名障害福祉等関連情報の利用目的
 - ・ 当該匿名障害福祉等関連情報の情報量が、利用目的に照らして必要最小限である旨及びその判断の根拠となる情報
 - ・ 当該匿名障害福祉等関連情報を取り扱う者が暴力団等に該当しない旨
- 上記に加え、他の公的DBの規定を参考にしつつ、匿名障害福祉等関連情報の提供に係る手続等を規定する予定。

障害福祉データベースの省令事項 - 3

改正後の障害者総合支援法の条文（再掲）

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）
(障害者等の福祉の増進のための匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供)

第八十九条の二の三 主務大臣は、障害者等の福祉の増進に資するため、匿名障害福祉等関連情報(①障害福祉等関連情報に係る特定の障害者等その他の主務省令で定める者(次条において「本人」という。)を識別すること及びその作成に用いる障害福祉等関連情報を復元することができないようするために②主務省令で定める基準に従い加工した障害福祉等関連情報をいう。以下同じ。)を利用し、又は③主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であって、匿名障害福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

三 ④民間事業者その他の主務省令で定める者 ⑤障害福祉分野の調査研究に関する分析その他の主務省令で定める業務(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

省令の具体的な内容（案）④

- 他の公的DBの規定を参考にしつつ、主務省令で定める者は、民間事業者等であって、次のいずれの者にも該当しないものとする。
(次に掲げる者として規定する予定のもの)
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、統計法、個人情報の保護に関する法律等又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - ・ 法人等であって、その役員のうちに上記のいずれかに該当する者がある者
 - ・ 暴力団員等がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
 - ・ 上記に掲げる者のほか、匿名介護保険等関連情報や他の公的データベースの匿名情報をを利用して不適切な行為をしたことがあるか、又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名障害福祉等関連情報等を提供することが不適切であると主務大臣が認めた者

障害福祉データベースの省令事項 - 4

改正後の障害者総合支援法の条文（第1項は再掲）

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）
(障害者等の福祉の増進のための匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供)

第八十九条の二の三 主務大臣は、障害者等の福祉の増進に資するため、匿名障害福祉等関連情報(①障害福祉等関連情報に係る特定の障害者等その他の主務省令で定める者(次条において「本人」という。)を識別すること及びその作成に用いる障害福祉等関連情報を復元することができないようするために②主務省令で定める基準に従い加工した障害福祉等関連情報をいう。以下同じ。)を利用し、又は③主務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる者であって、匿名障害福祉等関連情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有すると認められる業務としてそれぞれ当該各号に定めるものを行うものに提供することができる。

三 ④民間事業者その他の主務省令で定める者 ⑤障害福祉分野の調査研究に関する分析その他の主務省令で定める業務(特定の商品又は役務の広告又は宣伝に利用するために行うものを除く。)

2 主務大臣は、前項の規定による匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供を行う場合には、当該匿名障害福祉等関連情報を⑥児童福祉法第三十三条の二十三の三第一項に規定する匿名障害児福祉等関連情報その他の主務省令で定めるものと連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる。

省令の具体的な内容（案）⑤

○ 他の公的DBの規定を参考にしつつ、厚生労働省令で定める業務は、次の業務とする。

(次に掲げる業務として規定する予定のもの)

- ・ 障害福祉分野の調査研究に関する分析であって、次のイ～ニの全てに該当すると認められる業務
 - イ 当該分析の用に供することを直接の目的とすること。
 - 匿名障害福祉等関連情報をを利用して行った分析の成果物が公表されること。
 - ハ 個人及び法人の権利利益、国の安全等を害するおそれがないこと。
- 二 安全管理措置が講じられていること。
- ・ 障害者等の福祉の増進並びに自立支援給付及び地域生活支援事業に関する施策の企画及び立案に関する調査であって、上記イ～ニと同様の要件の全てに該当すると認められる業務
- ・ 障害者等の福祉の増進並びに自立支援給付及び地域生活支援事業に関する研究であって、上記イ～ニと同様の要件の全てに該当すると認められる業務
- ・ 障害福祉の経済性及び効率性に関する研究であって、上記イ～ニと同様の要件の全てに該当すると認められる業務

等

省令の具体的な内容（案）⑥

○ 主務省令で定める「匿名障害福祉等関連情報と連結して利用し、又は連結して利用することができる状態で提供することができる情報」については、施行に向けて、他の公的DBの所管部局と調整した上で規定。

障害福祉データベースの省令事項 - 5

法律改正の概要

匿名障害福祉等関連情報の提供を受けた者（以下「情報利用者」という。）におけるセキュリティ対策が不十分であることにより情報漏洩が起きることを防止するため、情報利用者に対し、適切な管理等の必要な義務に関する規定を設ける。

改正後の障害者総合支援法の条文

◎障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（安全管理措置）

第八十九条の二の六 匿名障害福祉等関連情報利用者は、匿名障害福祉等関連情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該匿名障害福祉等関連情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして主務省令で定める措置を講じなければならない。

省令の具体的な内容（案）

- 他の公的DBにおける規定を参考にしつつ、以下の4つの措置を省令上規定する。
 - ・組織的な安全管理に関する措置
 - ・人的な安全管理に関する措置
 - ・物理的な安全管理に関する措置
 - ・技術的な安全管理に関する措置

障害福祉データベースの省令事項 - 6

法律改正の概要

障害福祉DBの運用が開始され、主務大臣に対し、障害者に関する匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供する事務ができることになるが、これに併せて、連合会等へ、当該事務を委託することができる規定を設ける。

改正後の障害者総合支援法の条文

- ◎ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抄）

（連合会等への委託）

第八十九条の二の十 主務大臣は、第八十九条の二の二第一項に規定する調査及び分析並びに第八十九条の二の三第一項の規定による利用又は提供に係る事務の全部又は一部を連合会その他主務省令で定める者(次条第一項及び第三項において「連合会等」という。)に委託することができる。

省令の具体的な内容（案）

- 他の公的DBの規定を参考にしつつ、施行に向けて、障害者に関する匿名障害福祉等関連情報の利用又は提供する事務の委託先を検討。

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの導入

現状・課題

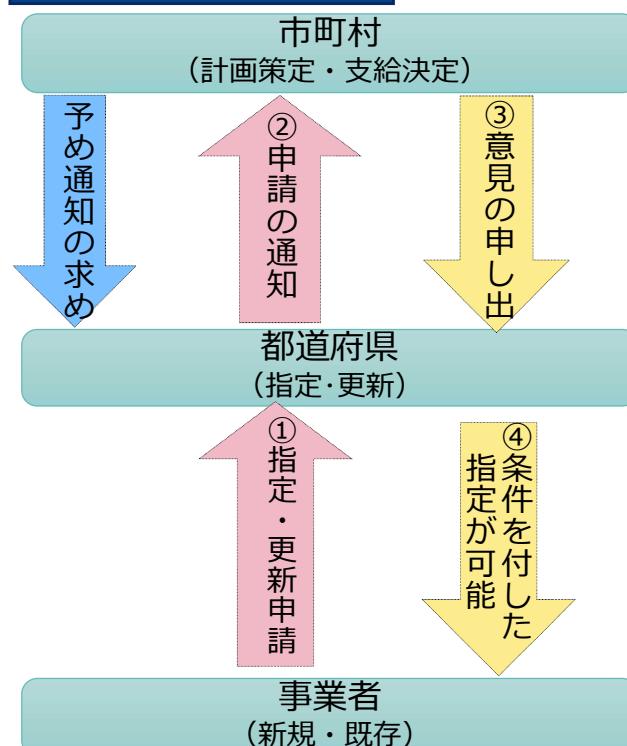
令和4年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

- 市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘がある。

見直し内容

- 都道府県の通所・訪問・障害児サービス等の事業者指定・更新について、市町村はその障害福祉計画等との調整を図る見地から意見を申し出しができること、都道府県はその意見を勘案して指定に際し必要な条件を付すことができ、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しができることとする。

見直しのイメージ



【想定される条件（例）】

- 1) 市町村の計画に記載された障害福祉サービスのニーズを踏まえ、事業者のサービス提供地域や定員の変更（制限や追加）を求めるこ
 - 2) 計画に中重度者やある障害種別の方の受入れ体制が不足している旨の記載がある場合、事業者に対して研修参加等によりその受入れの準備を進めること
 - 3) サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること
 - 4) 計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加すること
- * 計画に記載されたニーズや目標等と関係のない市町村の意見の申し出や条件は適当ではない

※ 指定都市及び中核市は、自ら事業者の指定に際して条件を付すことができる等を政令で規定予定。

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの導入についての省令事項

法律改正の概要

市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者・一般相談支援事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。

改正後の障害者総合支援法の条文

第三十六条 (略)

※ 第6項から第8項までを新設

6 関係市町村長は、①主務省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

7 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、②主務省令で定めるところにより、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。

8 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

※ 指定一般相談支援事業者の指定を行う場合にもこれらの規定が準用される

省令の具体的内容（案）

(1)市町村長は通知を求める際は、以下の事項を都道府県知事に伝達するものとする。

- 通知の対象となる障害福祉サービスの種類（※）
- 通知の対象となる区域及び期間
- その他当該通知を行うために必要な事項

※ 指定一般相談支援事業者を対象とする場合はその旨

(2)市町村長は(1)の伝達をしたときは、公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により周知するものとする。

(3)都道府県知事は以下の事項について市町村長に通知を行うものとする。

- 事業所の名称及び所在地
- 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- 利用者の推定数（※）
- 運営規程（事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間等）

※「利用者の推定数」が、指定に係る申請書・提出書類の記載事項になっている障害福祉サービス等に限る。

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの導入についての省令事項

法律改正の概要

市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者・一般相談支援事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。

改正後の障害者総合支援法の条文

第三十六条 (略)

※ 第6項から第8項までを新設

- 6 関係市町村長は、①主務省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。
- 7 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、②主務省令で定めるところにより、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。
- 8 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

※ 指定一般相談支援事業者の指定を行う場合にもこれらの規定が準用される

省令の具体的内容（案）

市町村長は、指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、以下の事項を記載した書類を都道府県知事に提出するものとする。

- 意見の対象となる障害福祉サービスの種類（※）
- 都道府県知事が指定を行うに当たって条件を付することを求める旨及びその理由
- 条件の内容
- その他必要な事項

※ 指定一般相談支援事業者を対象とする場合はその旨

※省令において上記の内容を定めるほか、地方自治体において、制度の趣旨が正しく理解され、適切に運用されるよう、市町村が申し出る意見や都道府県が付する条件について、具体例や留意事項等を地方自治体に対して示すことを予定している。

※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定についても同様に改正を行う予定。